

東京都犯罪被害者等支援に係る法律相談費用助成金交付要綱

(制定) 令和2年3月31日付 31 総人権人第733号

(通則)

第1条 東京都犯罪被害者等支援に係る法律相談費用助成金(以下「法律相談費用助成金」という。)の交付については、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(法律相談費用助成金の目的)

第2条 法律相談費用助成金は、東京都犯罪被害者等支援条例(令和2年東京都条例第17号。以下「条例」という。)第11条及び第16条の規定に基づき、犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。以下同じ。)により被害を受けた者その他関係者(以下この条において「犯罪被害者等」という。)が法律相談を行った場合で、当該法律相談の費用について、他の公的な機関の同様の制度による支援を受けられないとき等に、犯罪被害者等に代わり、法律相談を実施した弁護士に当該費用を東京都の予算の範囲内で支払い、もって犯罪被害者等の精神的又は経済的な負担を軽減し、及び被害の早期回復を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被害者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪等によってその生命、身体又は自由等に被害を受けた者
 - イ アに準じる者として、法律相談の費用の助成による支援が特に必要であると知事が認めるもの
- (2) 親族等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 被害者の配偶者(婚姻の届出はないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む。)
 - イ 被害者の二親等以内の親族(アに掲げる者を除く。)
 - ウ 被害者の親族であって、当該被害者と生計を一にしている者(ア及びイに掲げる者を除く。)
 - エ アからウまでに準じる者で、法律相談の費用の助成による支援が特に必要であると知事が認めるもの
- (3) 法律相談 東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会(以下これらを「三弁護士会」という。)が紹介した弁護士又は三弁護士会が作成した「犯罪被害者支援に関する精通弁護士名簿」に登録されている弁護士が実施する法律相談で、犯罪被害者等支援(条例第2条第3号の犯罪被害者等支援をいう。)に資するものとして知事が認めるものをいう。

(法律相談費用助成金の交付対象)

第4条 法律相談費用助成金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者が法律相談を行った場合に、当該法律相談を受けた弁護士に対し、交付するものとする。

- (1) 被害者 次のいずれかに該当すること。
 - ア 犯罪等による被害を受けた時に東京都内に住所を有すること。
 - イ 犯罪等による被害を受けた時に東京都内に在勤又は在学する者であり、かつ、犯罪等の発生地が東京都内であること。

ウ 東京都内で発生した犯罪等により被害を受けた場合で、被害の早期回復の観点から、法律相談の実施が必要であると認められること。

- (2) 親族等 被害者の被害の状況等を考慮し、親族等への法律相談の実施が必要であると認められること。

(交付に関する制限)

第5条 知事は、次のいずれかに掲げる場合には、法律相談費用助成金を交付しないことができる。

- (1) 法律相談を行った被害者又は親族等が、同一の事案における法律相談の費用について、他の公的な機関の同様の制度により支援を受けている場合
- (2) 法律相談を行った被害者又は親族等が、同一の事案について、法テラス又は日本弁護士連合会による法律相談費用援助を受けている場合
- (3) 法律相談を行った被害者又は親族等が、同一の事案における法律相談の費用について、民間の事業者による保険の適用を受けている場合
- (4) 法律相談を行った被害者又は親族等が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）である場合
- (5) その他法律相談費用助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められる場合

(法律相談費用助成金の額)

第6条 法律相談費用助成金の額は、法律相談により発生した実費に相当する額とする。ただし、30分につき5,500円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、かつ、法律相談費用助成金の交付対象となる法律相談の時間は、同一の事案について1時間30分を上限とする。

(申請)

第7条 法律相談を受けた弁護士は、法律相談費用助成金を申請する場合は、別記第1号様式による「東京都犯罪被害者等支援に係る法律相談費用助成金に関する申請書」に、別記第2号様式「東京都犯罪被害者等支援に係る法律相談費用助成金報告書」を添付して知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を調査するとともに、必要に応じて関係機関への照会を行い、助成が適当であると認める場合には、法律相談費用助成金の交付を決定し、別記第3号様式による「東京都犯罪被害者等支援に係る法律相談費用助成金に関する交付決定通知書」により申請者宛てに通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定に関して、必要な条件を付することができる。

(申請の撤回)

第9条 前条第1項の規定により法律相談費用助成金の交付の決定を受けた弁護士は、当該決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を撤回するときは、同項の規定による交付決定通知書の受領の日から14日以内に、その旨を記した書面を知事に提出しなければならない。

(支払)

第10条 知事は、第8条第1項の規定により法律相談費用助成金の交付を決定した後は、遅滞なく、申請者に対し法律相談費用助成金を支払うものとする。

(届出)

第11条 申請者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 第5条各号のいずれかの場合に該当するに至ったとき。
- (2) 法律相談を行った被害者又は親族等が、加害者又はその関係者から法律相談の費用に係る損害賠償等を受け、当該法律相談費用として、申請者に支払を行ったとき。

(決定の取消し)

第12条 知事は、次のいずれかに該当した場合は、第8条第1項の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
- (2) 申請者から第9条の規定による申請の撤回の申出があったとき。
- (3) 申請者から前条の規定による届出を受けたとき。
- (4) 申請者が前条各号のいずれかに該当する場合に届出を怠ったとき。
- (5) 申請者が偽りその他不正の手段により法律相談費用助成金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により取消しを行った場合は、知事は別記第4号様式により申請者に通知するものとする。

(法律相談費用助成金の返還)

第13条 知事は、前条第1項の規定により法律相談費用助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に法律相談費用の支払が行われているときは、申請者に対し、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第14条 法律相談費用助成金の交付を受けた弁護士が、第12条第1項第4号及び第5号に掲げる事由により法律相談費用助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、前条の規定により返還を命じられたときは、その命令に係る法律相談費用助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 法律相談費用助成金の交付を受けた弁護士は、前条の場合において、期限日までに納付しなかったときは、期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(意見聴取等)

第15条 知事は、特に必要があると認めるときは、第5条第4号に該当する事由の有無について、警視総監の意見を聴くことができる。

2 警視総監は、第5条第4号に該当する事由の有無について、知事に対し、意見を述べることができる。

(個人情報保護)

第16条 個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項によるものとする。

(報告等)

第17条 知事は、必要に応じて、法律相談費用助成金に係る法律相談を行った被害者、親族等若しくは法律相談費用助成金の交付を受けた弁護士に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、法律相談費用助成金の交付に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則 (令和2年3月31日付 31総人権人第733号)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和2年4月1日以後に発生した犯罪等による被害について適用する。

附 則 (令和2年10月6日付 2総人権人第277号)

この要綱は、令和2年10月6日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日付 3総人権人第879号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。